

学校いじめ防止基本方針

真岡市立久下田小学校

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）により、その対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

2 いじめ未然防止のための取組

○児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

（１）学業指導の充実

①帰属意識の高い学級づくり

協力して一つのことに取り組めるような活動を工夫するとともに、一人一人が周囲から認められていると感じる活動場面を意図的に創出する。

②規範意識の高い学級づくり

守るべきルールを明確にし、集団にはルールが不可欠であることを体験を通して学ばせる。（よい子の一日の活用）

③互いに高め合える学級づくり

当番や係活動の充実を図り、学級のために自分ができることを自ら考えるように指導する。

（２）道徳教育の充実

道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通して、道徳的な心情、判断力実践意欲と態度等を養い、いじめをしない、いじめを許さない心を育成する。

「いのちの大切さ」「善悪の判断」についての指導を強化する。

（３）特別活動の充実

望ましい集団活動を通して、一人一人が互いの良さや可能性を認め、生かし、伸ばし合えるような人間関係を築くことで、いじめが起こりにくい集団を育成する。（スキル教育の実施）

（４）教育相談の充実

児童が気軽に相談できる体制をつくるとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるようにする。

（５）人権教育の充実

友達の思いを共感的に受け止めることができる豊かな感受性や仲間と協力していじめをなくそうとする実践力を育成する。

（６）保護者、地域との連携

日頃から家庭・地域へいじめの問題に関する啓発に努め、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制づくりを推進する。

（７）情報モラルの指導

相手を思いやり、情報に対し適切に判断できる児童を育成するとともに、メール等で友達を誹謗中傷することは犯罪行為であり、絶対にしてはならないことを指導する。

（８）教師としての姿勢

教職員一人一人が人権感覚をみがくとともに、児童の心情を十分に理解し、指導には細心の注意をはらう。

3 早期発見の取組

（１）子どもの観察による気づき

「いじめはどの学校でもどの児童にも起こりえるものである。」という基本認識の上に立ち、すべての職員が児童一人一人の様子を見守り、日常的な会話を大切にすることにより、児童の小さな変化も見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

（２）アンケートの実施

いじめに関するアンケート調査を毎学期行うことにより、児童の悩みや人間関係を把握していじめのない学校づくりを目指す。また、年２回（６月・２月）ＱＵテストを実施し、その結果を分析し児童の人間関係の把握やよりよい学級づくりに生かす。

(3) 教育相談の充実

毎学期、教育相談週間を設け、児童の悩みごと等に適切に対応し、必要に応じてスクールカウンセラーを活用し、いじめの早期発見に努める。

(4) 児童と過ごす時間の確保

児童といっしょに過ごすことを心がけ、児童の様子を把握し、いじめの早期発見に役立てる。

(5) 情報の共有

進級時の引継ぎ、配慮児童の確認、学業指導部会や打合せ、職員会議等でいじめに関する情報を全職員で共有し、いじめの早期発見に役立てる。

(6) 養護教諭からの情報提供

いじめられる児童が体調不良を訴え、保健室を利用することが多いことから、日頃から養護教諭との連携を密にし、いじめられている児童のサインを見逃さないようにする。

(7) 保護者、地域との連携

保護者会や家庭訪問、個人懇談をはじめとして、日頃から保護者との連携を密にして信頼関係を構築し、保護者が抵抗なく相談や訴えができる雰囲気づくりに努める。

保護者、家庭との連携を密にし、「おかしい」と感じたらすぐに相談を受けることができる環境を整える。また、携帯電話やスマートフォン、インターネット等、使用上のルールを家庭で話し合い、決めるように促す。

地域との連携としては、子どもたちと出会った時のあいさつや困っていたときなどの声かけをお願いします。

4 いじめに対する措置

(1) いじめられている児童への対応

いじめられている子どもの精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安感を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢を基盤に継続して支援する。

(2) いじめている児童への対応

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、決して許さないという毅然とした態度で指導にあたるとともに、いじめている児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

(3) 周りの児童への対応

見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させ、いじめの問題について意識を高め、いじめをなくすためにはどうしたらよいのかを子どもたち全員に自分の問題として話し合わせる。

(4) いじめられている児童の保護者への対応

複数の教師で対応し、いじめの内容や対処の方法など、保護者の気持ちを尊重しながら対応する。

(5) いじめている児童の保護者への対応

一方的に攻めるのではなく、いじめはだれにでも起こる可能性があることを話し、児童や保護者の心情に配慮しながら、いじめの問題が完全に解決するまで協力を依頼し、連絡を密に取っていくことを伝える。

(6) 双方の保護者への対応

子ども同士の関係修復のために保護者同士の面談が必要な場合には、複数の教師が対応し、保護者間のコーディネートを行う。その際には、形式的な解決を急ぐのではなく、加害者と被害者それぞれが、いじめの行為をどのように受け止めていたか、どのような心情でいるのかなど理解を十分に行う。

(7) 関係機関との連携

いじめには人間関係、生活環境や生育歴等、様々な要因が絡み合っていることがあり、学校だけでの解決が困難な場合もある。それらの課題を適切に解決し、いじめの解消を図るには、学校以外の関係機関との連携が必要である。

①警察との連携

暴行や脅迫等を伴ういじめ、メール等における誹謗・中傷行為は犯罪行為であり、警察との連携は重要である。

②福祉関係との連携

いじめの背景には、不安定な生活環境、養育困難、虐待等、家庭に原因があることも考えられ、家庭への指導・助言など、児童相談所や民生委員、スクールソーシャルワーカーなどと連携を図ることが大切である。

③医療機関との関係

いじめられていた児童は、いじめが解消された後も不安な気持ちが残り、引きこもりや不登校になる心配もある。精神保健や精神症状についての治療、指導・助言など医療機関との連携が必要な場合が考えられる。

④教育委員会との連携

保護者への対応、関係機関との調整など、学校だけで体制づくりが難しいこともあり、教育委員会と連携し、組織体制を整えて問題を解決することが大切である。

(8) ※重大事態への対応（図参照）

①市教育委員会に報告するとともに、その指導のもと所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

②当該いじめの対処については、市教育委員会の指導のもと、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校いじめ不登校対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。

③当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会の指導のもと、本校いじめ不登校対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。

④いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法より、その説明に努める。

⑤当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

⑥いじめ不登校対策委員会を中心に、速やかに学校としての再発防止策をまとめ学校組織を挙げて着実に実践する。

※重大事態の意味（いじめ防止対策推進法）

(1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」

①児童生徒が自殺を企図した場合

②身体に重大な障害を負った場合

③金品等に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合

等を想定

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査等に着手

・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

5 教育相談体制

(1) 日常的な情報共有

日頃の会話の中で、児童の様子が見えてくる職場の雰囲気や児童、学校全体の課題を共に考え協力して取り組もうとするような教職員の望ましい関係づくりが、様々な課題を組織的に解決していく力につながる。

(2) 定期教育相談と対応

毎学期に一度、全児童を対象に担任が教育相談を行う。また、定期教育相談の事前に、いじめをふくめた学校生活での悩みや相談についてアンケート調査を実施する。定期教育相談やアンケートの結果については、必要に応じて、毎月実施する学業指導部会の議題にしたり、いじめ不登校対策委員会を開催したりする。

6 児童指導体制

(1) 学年会

毎週金曜日に実施し、学年の児童指導上問題のある行動について話し合い対応を考える。必要に応じて、児童指導主任や管理職に報告する。

(2) 学業指導部会

毎月第2火曜日に開催し、各学年の実態や児童指導上の問題点を話し合い、月毎に指導の方針を検討する。学業指導部会の開催にあたっては、学年部会や無担の意見を吸い上げて部会に臨む。

部会の構成員は（学年主任、児童指導主任、学習指導主任、養護教諭、特別支援教育主任、交通安全主任、スクールカウンセラーコーディネーター）とする。

(3) いじめ・不登校対策委員会

いじめ・不登校が確認された場合に迅速に対応する。いじめ・不登校に関しての状況を確認し、だれが、いつまでに、どのような対応をするのか具体的に今後の対応の仕方を検討する。いじめ、不登校が完全に解決するまで、対処の報告を検討しながら対応していく。

委員会の構成員は（校長、教頭、教務主任、学年主任、児童指導主任、学習指導主任、関係教諭、養護教諭、特別支援教育主任、スクールカウンセラー、スクールカウンセラーコーディネーター）とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官など外部専門家が参加することとする。

(4) 職員会議

毎月第3水曜日に開催し、学年会、学業指導部会、いじめ・不登校対策委員会等の内容を職員全員に周知したり、意見を求めたりすることにより、学校全体で共通理解のもと指導にあたるようにする。

(5) ケース会議

児童指導主任が中心になって、いじめに関係する児童に関わる教職員によって開催し、情報の収集や調査分析等を行い、いじめ・不登校対策委員会等の情報を提供する。

7 校内研修

児童指導主任が中心となり、いじめの未然防止や対応、インターネットやメールによる誹謗・中傷、事例研究会などいじめの理解や予防、児童理解を深める校内研修を積極的に実施する。また、全教職員がいじめの問題について共通認識をもつような研修も実施する。

8 年間指導計画

第 1 学 期	第 2 学 期	第 3 学 期
・ スキル教育確認 ・ 配慮児童の共通理解 ・ Q Uテストの実施と分析（3年生以上） ・ 教育相談 ・ いじめに関するアンケート	・ Q Uテスト分析に基づく実践 ・ 教育相談 ・ いじめに関するアンケート	・ Q Uテスト（3年生以上） ・ 教育相談 ・ いじめに関するアンケート ・ スキル教育反省

9 その他

学校評価を活用して、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、その都度改善を図り、児童への取組を強固にしていく。

緊急時の組織的対応



